

相続した不動産の

相続登記

はお済ですか？

令和6年4月1日から**義務化**されました！

義務化前の相続も対象です



3年以内に

相続登記を行わないと

10万円以下の

過料の対象になります！

相続の専門家である
司法書士
にご相談ください！



司法書士 水谷俊彦

初回相談
無料

完全
予約制

☎ **03-5943-3123**

板橋リーガルオフィス

検索



板橋リーガルオフィス
Itabashi Legal Office

板橋区板橋1丁目53番17号新板橋ビューハイツ
代表者：司法書士 水谷俊彦（東京司法書士会所属）